

子どもファースト宣言!!

こども医療費18歳まで無償化へ

令和5年9月診療分から

こども医療費助成制度の対象を18歳まで拡充します。
また、市内在住の0歳(出生日)から18歳までの保険診療にかかる医療費が無料となります。



※入院時の食事療養費や保険適用外の医療費は対象外です。(例) 診断書や差額ベッド代など

対象者 亀岡市に住民票がある0歳(出生日)から18歳(18歳に達する日以後最初の3月31日)まで

所得制限 なし

受給者証について

0歳(出生日)から中学生までの人	新たに 淡い水色の受給者証 を発行し、8月下旬に送付します。(申請不要) ※現在お持ちの受給者証は返却してください。
生年月日が2005年4月2日から2008年4月1日までの人	申請が必要です。 申請内容確認後に 淡い水色の受給者証 を発行し、8月下旬に送付します。 ※申請が必要な人には、6月下旬に案内文を送付しています。 申請がまだの人は、内容を確認のうえ申請してください。 申請がなければ受給者証を発行できないため、無償化の対象となりません。

※学校管理下のけが等で、日本スポーツ振興センターでの災害共済給付の対象となる場合は、医療費受給者証を使用することができません。保険証のみで受診し、学校を通じて日本スポーツ振興センターへ請求してください。


※生活保護、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療などの他の制度の対象となる場合は、こども医療費の対象になりません。


問い合わせ



亀岡市 こども未来部 子育て支援課
B+Come⁺ (亀岡市保健センター内)

TEL:0771-25-5027 FAX:0771-25-5128

亀岡市 こども医療 制度拡充  で検索

または  [こちら](#)

